

まちなかこどもの日事業企画運営業務委託仕様書

1. 委託業務名

まちなかこどもの日事業企画運営業務委託

2. 委託期間

契約締結の日から令和6年5月20日(月)まで

3. 履行場所

福島市が指定する場所

4. 目的

- (1)街なかで楽しんだことのない今の子どもたちや親の世代に、街なかの楽しさを体験してもらい、継続的に街なかに来るきっかけづくりをすること。
- (2)そうした親子連れが利用することで街なかの商店街が活性化すること。
- (3)こうした取組をすることで、地域みんなで子どもを育てるという、子どもファーストの社会づくりに寄与すること。
- (4)街なかの楽しい経験が、街なかやふるさとへの郷愁を呼び起こし、将来的なUターンや子どもたちを街なかに連れてくる誘因になること。

5. 事業概要

本業務を請け負う事業者(以下、「事業者」という)は、別紙実施要項に基づき開催するまちなかこどもの日を企画し、開催に向けた手続きや遊具など必要物品の準備、出演者の招へい等、本業務にかかるすべての業務を行うとともに、当日の運営を行うこと。

なお、イベント実施日は令和6年5月5日(日)とし、当日の運営は下記の業務を実施することとする。

(1)街なかみんなでおもてなし

①商店街等連携業務

イベント実施日に、できるだけ多くの店舗にお店を開けてもらい、スタンプラリーの実施や、子ども向け商品の販売、あるいは限定キッズランチやプレゼントの提供などを実施することで、街なかで楽しんだことのない今の子どもたちや親の世代に、継続的に街なかに来るきっかけづくりとすること。

②イベント限定の装飾と鯉のぼり展示

まちなかこどもの日を盛り上げるため、商店街等の協力を得ながら、街なか全体に子どもたちが喜ぶ飾りつけを行うこと。なお、こどもの日にちなみ、鯉のぼりの展示を行うこと。

(2)街なかテーマパーク業務

①キッズコンテンツ実施業務

- ・ロードトレイン～古閑裕而・高原列車のメロディに乗せて～
- ・JRA 協力によるポニー・馬とのふれあい体験 など

②フードコンテンツ実施業務

- ・東京電力グループが取り組む「発見！ふくしま」との連携
- ・食べ歩きできるスイーツの販売 など

③ステージイベント実施業務

- ・未就学児が喜ぶキャラクターショーの実施、MC の人選
- ・子どもたちを中心とした音楽やダンスの発表 など

④体験教室実施業務

- ・学生中心の企画・運営

(3)その他

①メロディバスの東西イベント会場の往復運行

②JR福島駅協力による駅改札内コンコースの自由通行の検討

③子どもと接するスタッフ(アルバイト)に対する教育の徹底

④会場全体にBGM

⑤各所部材準備業務

⑥広報業務

⑦サイン準備設営業務

- ・イベント実施に係る予告看板の設置含む

⑧会場設営・撤去業務

⑨イベント時の警備・看護派遣業務

⑩市と事業者が協議のうえ実施する業務

- ・他課との連携事業、同日開催の他イベントとの連携

6.関連事業

(1)広報・周知方法

事業者は、事前に下記により本事業内容について広報・周知に努め、出来る限りの集客を図ること。また、福島市内だけでなく、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、飯舘村の9市町村を構成団体とするふくしま田園中枢都市圏においても、イベントの実施について周知すること。

①ホームページの開設・運営等

契約締結後速やかに本事業公式ホームページの作成・開設し、本事業の広報・周知を行うとともに、福島市と協議の上、その情報を随時更新すること。

②SNS等による発信

SNS等を活用した広報・周知を行うこと。

③他の広報

上記①、②の他、より効果的に本事業を広報・周知するため、テレビ、ラジオ、雑誌、新聞等のマスメディアを随時活用すること。

(2)安全対策

事業者は、安全対策を講じた会場設営、運営に努めること。また、当日の運営にあたり、入場者の安全対策上の支援を行うと同時に、混雑緩和策、行列緩和策を講じること。

(3)保険

来場者の万一の負傷に備え、適切な保険に加入すること。

(4)原状復帰

設営・運営等で路上等に汚れがつく、又は破損した場合、その原状復帰はすべて事業者の責任において行うこととなるので、養生を行うなど留意すること。

7. 従事者の服務規律

(1)サービス

本事業従事者は、公共の業務に従事することを自覚し、市民等に安心と信頼感を与えるよう努力しなければならない。

特に、市民等が満足を得られる対応とするため、必要な事項について十分に理解しておくこと。また市民からの問い合わせ・相談・要望等を受けたときは、真摯に傾聴し、求められていることを正確に把握するとともに、的確な対応を行うようにすること。

(2)服務態度

問い合わせ対応など市民等と接する業務に携わる従事者は、態度、言葉遣い等について特に注意し、常に丁寧な対応を心がけ、不快感を与えないよう努めること。

また、事業者は、福島市の品位を傷つけるような者や一般常識に欠け市民等に不快感を与える者を従事させてはならない。

8. 総括責任者及び各業務責任者の選任等

(1)総括責任者及び各業務責任者の選任

事業者は、業務を円滑に執行するため、すべての業務を統括して指揮監督する総括的な責任者(以下「総括責任者」という。)及び履行場所ごとの責任者(以下「各業務責任者」という。)を選任し、福島市に届け出ること。また、各業務責任者は業務を適切・円滑に遂行するために必要な人員数を配置すること。

(2)責任者の責務

総括責任者及び各業務責任者は、その業務の遂行上、常に福島市との連絡を密に行うとともに、各業務間の連携を図り、従事者の業務に関する指揮監督を行うこと。

9. その他

(1)本業務の履行に係る打ち合わせ協議は、業務の実施段階に応じて適宜行う。

(2)受注者は、当該委託業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに福島市に報告し協議を行い、その指示を受けること。

(3)受注者は当該委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず福島市に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うこと。

(4)受注者は、当該委託業務で知り得た秘密、個人情報等について、秘密保持を厳守すること。

(5)業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ福島市の承諾を得ること。

(6)業務の履行に当たっては、十分な知識・経験を有する者を配置すること。

(7)業務終了後、受注者の責めに帰する理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに本市が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うこと。

また、当該措置に係る費用は、原則すべて受注者の負担とする。

(8)本書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、福島市と別途協議する。